

地方創生産業委員会会議録

I 日 時 令和7年12月15日（月）

午前9時59分開会

午後0時26分閉会

II 場 所 第1委員会室

III 出席委員

委員長	川上 浩
副委員長	寺口 智之
委員	嶋川 武秀
〃	井上 学
〃	筱岡 貞郎
〃	火爪 弘子
〃	中川 忠昭
〃	米原 蕃

IV 出席説明者

地方創生局

地方創生局長	滑川 哲宏
地方創生局次長	奥田 誠司
地方創生局次長・多文化共生推進室長	細川 謙一

地方創生局参事・多文化共生推進室国際課長	本郷 優子
----------------------	-------

ワンチームとやま推進室長・地域振興課長	吉澤 泰樹
---------------------	-------

ワンチームとやま推進室地域振興課課長（高校跡地活用担当）	駒城 真人
------------------------------	-------

ワンチームとやま推進室中山間地域支援・移住促進課長	中川 武志
---------------------------	-------

ワンチームとやま推進室市町村支援課長	
--------------------	--

小守 潤

デジタル化推進室長・デジタル戦略課長

榎原 明美

デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課長

山本 真睦

デジタル化推進室情報システム課長

小林 匠

多文化共生推進室外国人共生社会推進課長

本吉 真大

観光推進局

観光推進局長 宮崎 一郎

観光推進局次長 鶩本 洋一

観光振興室長・観光戦略課長

久崎 みのり

観光資源活用室長・コンベンション・賑わい創出課
長 油本 達義

観光振興室課長（立山黒部・広域観光戦略担当）
高田 敏暁

観光振興室国際観光課長

加藤 友晴

観光資源活用室世界遺産・ふるさと教育推進課長
土居 洋子

交通政策局

交通政策局長 田中 達也

交通政策局次長・地域交通・新幹線政策室長
島田 太樹

地域交通・新幹線政策室交通戦略企画課長
黒崎 勇一

地域交通・新幹線政策室広域交通・新幹線政策課長
板屋 雄介

地域交通・新幹線政策室 城端線・氷見線再構築推進
課長 村田 英久
航空政策課長 山崎 秀之
航空政策課課長（航空路線利用促進担当）
内橋 英芳
航空政策課課長（空港施設担当）
高野 卓弥

商工労働部
商工労働部長 山室 芳剛
理事・商工労働部次長・地域産業振興室長
今井 義昭
成長産業推進室長・商工企画課長
石崎 智雄
多様な人材活躍推進室長・労働政策課長
赤崎 友美
成長産業推進室課長（テクノドーム担当）
浅岡 幸信
成長産業推進室課長（新産業創出担当）
氷見 清和
成長産業推進室課長（デザイン・クリエイティブ産業振興担当）
浅井 浩
成長産業推進室立地通商課長
北本 孝登
成長産業推進室課長（物流通商担当）
窪田 諭
成長産業推進室エネルギー政策課長
須藤 大輔
地域産業振興室経営支援課長
二塚 直樹
地域産業振興室スタートアップ創業支援課長

高木 晶子

地域産業振興室伝統産業支援課長

川渕 貴

多様な人材活躍推進室人材確保推進課長

長岡 憲秀

多様な人材活躍推進室働き方改革・女性活躍推進課長
建部 千尋

労働委員会

労働委員会事務局長 大村 政人

労働委員会事務局次長 森本 佳彦

V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 地方創生産業行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 11月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

川上委員長 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件については、当局から説明願います。

滑川地方創生局長

・令和7年度11月補正予算（案）の概要

宮崎観光推進局長

・令和7年度11月補正予算（案）の概要

田中交通政策局長

・令和7年度11月補正予算（案）の概要

山室商工労働部長

・令和7年度11月補正予算（案）の概要

(2) 質疑・応答

川上委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようありますので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

川上委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようですので、討論なしと認めます。

(4) 採決

川上委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第129号令和7年度富山県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管分外1件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

川上委員長 挙手全員であります。

よって、議案第129号外1件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

川上委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

(1) 請願に係る説明事項

川上委員長 請願は1件付託されておりますので、当局から説明願います。

黒崎交通戦略企画課長 請願第12号-3について御説明いたします。

請願項目11のうち、児童・生徒の通学の便を保障するため、県として公共交通機関の維持に努めることについてで

ございます。

なお、この項目のうち、通学費に対する県の助成を検討することにつきましては、請願項目11-1として経営企画委員会に、また請願項目11-2として教育警務委員会に、それぞれ付託されております。

県では、持続可能で最適な地域交通サービスの実現に向けまして、昨年2月に富山県地域交通戦略を策定いたしました。この戦略に基づきまして、県では、公共交通サービスの確保、向上に向けた投資を行うとともに、自治体や県民の「投資」・「参画」の取組を支援しております。

また、関係者の役割分担といたしまして、交通事業者には安全運行を確保し、投資や参画の効果向上に資する乗り継ぎ時間の短縮などのダイヤ改善など、地域と連携した利便性向上などに事業者間で協調しつつ継続的に取り組むこととしております。今後とも、市町村や交通事業者など幅広い関係者と連携を図りながら、公共交通サービスの確保に努めてまいります。

(2) 質疑・応答

川上委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて質疑はありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

川上委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようですので、討論なしと認めます。

(4) 採決

川上委員長 これより採決に入ります。

請願第12号-3「子どもの貧困と教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求めるための請願」を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

川上委員長 挙手全員です。

よって、請願第12号－3については、採択すべきものと決しました。

(5) 陳情に係る説明事項

川上委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されおりませんので、御了承願います。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

川上委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中の継続審査事件については、お配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、お配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることに決定いたしました。

4 地方創生産業行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

資料配布のみ

広域交通・新幹線政策課

- ・富山地方鉄道鉄道線のあり方検討会 第2回本線分科会の開催結果
- ・富山地方鉄道鉄道線のあり方検討会 第3回不二越上滝線分科会の開催結果

城端線・氷見線再構築推進課

- ・第5回城端線・氷見線再構築会議の開催結果

(2) 質疑・応答

嶋川委員

- ・県内の祭りを観光資源とした誘客について

・城端線・氷見線再構築事業について

・多文化共生について

・標旗の通称記載について

井上委員

・プレミアム商品券等による生活支援や消費喚起について

筱岡委員

・プレミアム商品券の発行について

・富山県なりわい再建支援補助金について

・ガソリン暫定税率の廃止等による県内経済への影響について

火爪委員

・地鉄線の再構築事業について

・賃上げサポート補助金について

中川委員

・富山地方鉄道について

・再生プラスチックの集約拠点整備について

・富山県人材確保・活躍推進本部について

・外国人材活用・定着促進について

寺口委員

・富山地方鉄道について

川上委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑質問はありませんか。

嶋川委員 今年最後の委員会の質問となります。今日は5問質問させていただきます。

まず、1問目、県内の祭りを観光資源とした誘客についてお伺いします。

このほど、放生津八幡宮祭の曳山・築山行事がめでたくユネスコ無形文化遺産に登録されて、ますます県内のお祭

りが盛り上がってきています。

お祭りを通じて高付加価値化した観光誘客や、こうした観光客をターゲットとしたツアーの造成を通じて、関係人口を増やしていくという取組を県でも行っています。

そこで、県内の祭りはいろいろございますが、訪日外国人観光客を含めた多くの観光客を呼び込むため、今年度どのように取り組んでこられたのか、また、今回の放生津八幡宮祭のユネスコ登録を契機として、来年度どのように取り組んでいかれるのか、久崎観光戦略課長に所見をお伺いします。

久崎 観光戦略課長 本県の魅力的な各地域のお祭りは、富山ならではの大切な観光資源と認識しております。そのため、県では、前年の観光庁補助事業での新湊曳山祭などに引き続き、今年度新たに県と地元市が共に連携して、春季の祭りの収益化による観光誘客支援事業を実施したところでございます。

福野夜高祭、庄川觀光祭、となみ夜高まつりでは特別観覧席の販売、伏木曳山祭り——けんか山ではオリジナルグッズの製作、販売など、地域の団体が行う取組を市町村と共に支援してまいりました。

また、先日ユネスコ無形文化遺産に登録されました放生津八幡宮祭の曳山行事においては、地域が中心となり、今年も曳山等を間近で鑑賞できる特別観覧席を設置されるなど、昨年度からの取組の継続が図られております。

こうした事業を通して、地元の皆様に収益化の意義を理解し、主体的に取り組んでいただききっかけづくりができたと考えております。

県では、これまで県観光公式サイト「とやま観光ナビ」において、各地域のお祭りスポットと、その場所から近い観光スポットを併せた紹介や、お祭り特集記事を掲載し、

情報発信をしてまいりました。

また、県民記者が独自の視点で情報発信を行う「ふおとやまライター」、各種SNSなども活用し、周辺観光地も含めた魅力発信に努めてきたところでございます。

今後とも、世界に誇る本県の祭りの魅力を国内外に向けて発信していくとともに、地域から取組の継続や発展に向けた御相談があれば、市町村とも連携し、引き続き支援してまいりたいと考えております。

鳴川委員 お祭りは地域に根差したもので、その地域の方々が主体的にお祭りを支えるということを第一に、私も携わるお祭り等々、主体性を持って盛り上げていきたいと思っています。

続いて城端線・氷見線再構築事業についてお伺いします。

今年に入って、今日までに県内公共交通の利用が199回ということで、今日乗って帰れば200回乗ったことになります。乗り過ごすと乗り換えて201回になりますので、乗り過ぎないようにしたいと思います。

あいの風とやま鉄道に乗った方はお分かりになると思いますが、ここ最近、秋ぐらいからでしょうか、何と館ひろしさんの車内アナウンスが流れているのです。すごく渋い声で、駆け込み乗車はおやめくださいと。そして、富山県をロケ地として、「港のひかり」という映画を撮影したので、ぜひ劇場で御覧くださいということをおっしゃっています。最初の頃は、劇場で御覧くださいというアナウンスで、公開が始まると、絶賛上映中ですということで、静かな車内に渋い声が響き渡って、富山県がロケ地になり、観光地にもなっているのだ、今映画で盛り上がっているのだということを、実際乗っておられる方は耳をダンボにして聞いておられましたし、私自身も楽しみに聞いておりました。今日はアナウンスがなかったような気がしておりまし

て、時間によってあるのかないのか、ちょっと分からぬのですけれども…。

とにかく今、城端線・氷見線再構築ということで、関係各所が盛り上がりを見せてています。特に、先日氷見市で、氷見駅からひみ番屋街までの新たな二次交通を検討している。これも、きっかけとしては、この再構築を見据えているところあります。

こういう流れは非常にいいと思っていますし、やはり実際に利用してみて、二次交通の大切さを肌で感じているところあります。

そこで、各駅舎への投資、あるいは二次交通の充実ということに関して、氷見市はじめ各沿線市において、検討あるいは実施しておられますけれども、せっかく県が主体的、主導的に再構築事業を進めている中で、市町村の取組にも積極的に関与していくべきではないかと思っております。

いろんな駅がありますけれども、例えばこの駅が、その市町村にとってこういう魅力がある、ここをもっと磨き上げると魅力向上につながる等々、県が全体を見て積極的に関与していくべきだと考えますが、村田城端線・氷見線再構築推進課長にお伺いします。

村田 城端線・氷見線再構築推進課長 県では、令和4年度から富山県地域交通戦略会議におきまして、市町村も委員としまして、実務的内容を協議する交通ワンチーム部会を設置いたしまして、他県の鉄道路線や自治体による取組の好事例の紹介、あるいは鉄軌道サービス部会など他部会での検討内容を情報共有してきております。

例えば、これまでに紹介した事例では、ひたちなか海浜鉄道の再建の取組といたしまして、効果的支援による地域鉄道活性化をテーマに講演をしていただきまして、沿線市

において駅を拠点としたまちづくりを進めるに当たっての大変貴重な情報をいただきました。

それらを踏まえまして、令和6年2月には富山県地域交通戦略を策定いたしまして、まちづくりと連携した駅の機能強化について推進していくこととしておりますし、城端線・氷見線再構築実施計画にも、駅空間の活用を促す取組、あるいは域内的一体的な交通ネットワークの強化について取り組んでいく旨、定めております。

そのため県では、沿線市が自らの地域に対する投資として駅の利便性を高める取組などを行う際に、交通まちづくり投資促進事業などにより、支援していくことにしております。

今の駅舎への投資、あるいは二次交通の整備などにつきましては、やはり利用状況や住民の意見等を踏まえたまちづくりの視点もありますので、まずは沿線市が中心となって検討していくことが大切ですけれども、委員御指摘のように、沿線市での検討に当たって有益な情報がありましたら、県としても積極的に情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、あわせて、沿線市が参加する会合など様々な機会を通じまして、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

嶋川委員 積極的に関与していただけるということで、ありがたいと思っています。

今、足しげく雨晴に通っているのですけれども、例えば、ホームに展望デッキが整備されても、その横の大分年季が入って傾いた待合室みたいなものはそのままになるということで、せっかく同じホーム上を整備されるのに、非常にもったいないと。そういうところも含めて、もっと一体的に魅力向上に取り組んでいただけすると大変ありがたいと思っておりますので、積極的な関与をよろしくお願ひいたします。

ます。

それでは、3問目の多文化共生についてであります。

私自身、多文化共生社会を実現するための条例について、いろいろ検討していく、あるいは世の中の流れにおいて、外国人の方が日本に来ておられて、その数も増えているという中で、考え方や方向性というものを一定程度皆さんで共有していかないといけない時代になってきたと感じております。

検討を進めておられる中で、思った以上に、本当にいろんな意見があるのだということをまず認識したところであります。

今朝、県議会の控室で同期議員にも確認したのですが、この条例の制定等々に関して、県内外からFAXやメールが届いております。アドレスをオープンにしている議員には、表現が適切かわかりませんが、片っ端から意見が来ているという状況がありました。そのほとんどが反対意見であります。

県の総合計画のパブリックコメントに寄せられた意見にも一通り目を通させていただきましたが、提出された意見は基本的に反対がありました。

意見募集をしたら、279件中、外国人との共生に関する意見は166件。166件のうち、県内の御意見が60件、県外あるいは居所不明の御意見が106件。外国人との共生に関する意見として、圧倒的に県外の方の意見が多いということありました。

反対意見をとても強い論調で書いている方もおられましたが、どこの方かは分かりませんでした。

まずは、県内外から御意見があったということですけれども、県内在住の方からはどういった御意見があったのか、本吉外国人共生社会推進課長にお伺いします。

本吉外国人共生社会推進課長 新たな総合計画の策定に向けたパブリックコメントにおきまして、外国人との共生に関する御意見としましては、犯罪やトラブルの増加による治安悪化などへの懸念、日本の移民政策への反対、外国人への支援よりも日本人向けの政策を優先すべきといった観点から、多文化共生の推進や外国人の受入れに対して懸念するものが多くございました。

一方で、多文化共生を進めるためには、外国人に日本文化、慣習を理解してもらうことが重要といった御意見もございました。

このような御意見については、委員御紹介のとおり、県内外から多数いただきましたが、内容、傾向としましては、県内、県外とも同様となっております。

嶋川委員 県内と県外で、ほぼ同様の意見だったということで、県外からの御意見が多いけれども、内容、傾向は県内と差はなかったと受け止めておられるということでありました。

この資料によりますと、第4回富山県総合計画審議会の中での主な意見ということで、「これまで培ってきた互いに支え合う富山の姿との乖離を感じる。」、また、「県のビジョンや方針に基づき、多文化共生施策を着実に進めていくべき。」という御意見が出ているということでした。

私自身、高岡市の中小企業の方から御意見や現状を聞く中で、やはり人材不足ということが非常に多く聞かれます。

この条例とプランの3つの方向性——多文化共生の推進、外国人材の活躍、施策の計画的・総合的な推進を柱に進めていかれると思っていますが、外国人共生に関して、全てが駄目という議論ではないと私は思っていますし、少なくとも富山県の製造業など人手不足の分野においては、外国人材の活躍は必要であろうと思っています。

ただ、多くの方が、この多文化共生の推進に対して、いろんな御意見があるかと思っていますので、ここはやはり、県内のニーズ等も含めて、慎重に進めていかなければいけないと思っております。

少なからず、いろんなお話を聞きます。うそかまことか、ある地域からはハトがいなくなったと…、それはどうされているのかわかりませんけれども、文化の違いについて、いろんな話を聞きます。

例えば、保育園や幼稚園から聞く話ですと、いろんな国の事情で、お子さんによって食べ物の扱いが全く違うと。肉が駄目、肉はいいけれどもエキスは駄目と、事細かな対応が必要になると受け入れられることもあると。

そういう意味では、県内の声、あるいは現状を、もっと把握して、慎重に進めていくべきなのではないかと考えますけれども、どのように具体的に進めていかれるのか、お伺いします。

本吉外国人共生社会推進課長 人口減少の進行とともに、外国人住民の増加が見込まれる中で、地域で生活する日本人も外国人も、その不安を減らし、共に安心して暮らし、活躍できる多文化共生の地域づくりに向けた取組が重要だと考えております。

この新たな条例やプランの検討を進める中では、これまで県内の日本人住民、外国人住民、企業の方々にアンケート調査を行いまして、外国人住民を取り巻く現在の環境や持つておられる意識などの基礎データを集めております。それに加えまして、生活や就労の実情など具体的な課題を把握するために、幅広い関係者の方々にヒアリングを行つてまいりました。

そこでは、地域住民の方から、外国人住民の実態がよく分からぬいため不安感につながるという御意見、あるいは

外国人住民の方と関わりやコミュニケーションの機会が少ないといため、なかなか相互理解が進まないといった御意見、実情を伺っております。

また、こうした課題に関しまして、先日の第2回有識者検討会では、急激な状況変化や分からぬことによる不安に対して、正しい情報の発信や、相互理解の一層の促進が重要であるといった御意見もいただいたところでございます。

一方で、国におきましても、安全、安心な秩序ある共生社会の実現に向けて、外国人に係る実態把握や、情報基盤の整備などの検討が進められているところでございます。

今後、こうした関係者、有識者の方々からいただいた御意見を踏まえまして、また、市町村や関係機関とも十分調整し、さらに国の対応も注視しながら、目指す将来像や取り組む項目、具体的な施策などについて、丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、その過程で、多文化共生に関するフォーラムなどの機会を通じて、県民の方々への検討状況の周知や御意見の聞き取りに、引き続き努めてまいりたいと考えております。

嶋川委員 丁寧に進めていかれるという話がありました。

非常に申し上げにくいのですけれども、今、第2回有識者会議の中でいろんな御意見があったという話でしたが、資料を拝見する限り、有識者会議の委員は18名おられ、欠席された方がそのうち5名で、オンラインで参加された方が3名おられます。どなたも、その業界、あるいは当事者である外国人など、非常に大事な意見を聞く有識者という位置づけになろうかと思いますが、18名中、5人休みで、3人オンライン参加の会議というのは、果たしてどうなのかと疑問に思いますし、実際に県民の皆さんには生活レベル

において不安を感じているということです。

県では、既成事実として、会議をやりましたと公式の場でおっしゃいましたけれども、その中身というのが、どういう事情があるにせよ、実際休んでおられる方等が多いのですから、これはリスクをするなり、意見集約するなり、丁寧にやる必要があると思います。欠席者が多い場合は、一堂が会する機会にしっかり議論をしていくという形で進めていかないと、反対意見がますます激しくなるのではないかと懸念しています。

実際に、ごみ出しの問題などは、私も現場を見ています。どことは言いませんけれども、ベトナム人の方が四、五人で集団生活しておられた家を片づけに行ったことがありますけれども、それはまあ汚いですよ。

そういう一つ一つの事例があって、地域の皆さんのが不安を覚えておられる中で、県の進め方は、決して丁寧ではないと言わざるを得ないと、私自身、思っております。

いろんな御意見がありましたけれども、その中には、一旦白紙に戻すべきではという御意見もたくさんありました。その辺に関してはどう思われるでしょうか。

本吉外国人共生社会推進課長 委員御指摘のとおり、当日の出席については、18名の委員と1名のアドバイザーのうち13名の方が出席され、5名の方が欠席されました。

欠席された委員には、あらかじめ資料をお送りしまして、事前に資料に関する御意見を聴取させていただきました。

さらに、会議終了後に、開催内容についての御報告と併せて、欠席された方、また、参加された方で発言し足りなかつた方からも、改めて御意見を伺うことを考えております。

委員の方々は、それぞれの専門分野から出席いただいていることから、その方々の意見はしっかりと把握して、それ

を踏まえて検討していく必要があると考えております。

嶋川委員 とにかく、県民の皆さんに寄り添っていただきたいと思っています。

県民の皆さんが現場で不安を抱えている。実際に外国人の方を見る機会も増えてきている。私の地域においてもそういう機会が増えています。

後から意見を聞くとか、先に資料を配っているということではなくて、同じ場において、顔を見合せて、議論をしていくこともやはり大事だと私は思っています。

なぜなら、実際に地域に外国人の方がおられて、フェイストウフェイスでコミュニケーションを取っていかなければいけない時代になってきているわけですから、考える場においても、そういうことを前提に、大事にしていただきたいと思っております。引き続き丁寧に進めていただくようお願いします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

報道等でも取り上げられた話になりますけれども、選挙における街頭演説用の標旗についてです。

皆さんあまりなじみがないかもしれません、選挙になりますと、七つ道具みたいなものを頂いて、標旗というちょっと小さめの旗を持って街頭演説をすることになります。

この旗がないと街頭演説をやってはいけないなど、いろんな決まりがあるのですけれども、この標旗に書かれる名前について、旧姓で立候補した者が、戸籍上の名前で載ってしまうのです。

旧姓なり通称使用の名前で立候補し、一事例だと思ってお伝えしますが、具体的には植野佳奈という候補者が旧姓でもって選挙に臨み、皆さんの負託を受ける、あるいは訴えをするというところにおいて、制度上、標旗には戸籍上の名前が記載され、渡されるということが、これまで当た

り前のようにずっと続いてきています。

これに関して高岡市で訴えたら、県の運用に準じているということでした。逆に言いますと県の運用を改めなければ、市においても改めるという返答があったと聞いております。

全国の事例を調べてみると、多くは旧姓使用を認めており、標旗も自分で書いて掲げるそうです。そういう事例が参議院選挙においても多かったということです。

これに関して、選挙の標旗に通称使用を認めるべきだと考えますが、小守市町村支援課長にお伺いします。

小守市町村支援課長 公職選挙法施行令では、選挙の立候補者の届出は戸籍名でしなければならないこととされております。

しかし、委員御紹介のとおり、戸籍名以外に本人に代わるものとして広く通用している通称がある場合、当該候補者などが申請の上で選挙長の認定を受けることで、戸籍上の本名に代えて通称を使用すること——いわゆる通称使用と呼ばれているものですけれども、認められています。

なお、この通称使用につきましては、法令におきまして、立候補の届出等の告示、新聞広告、政見放送、経歴放送、選挙公報及び投票所内の氏名等の掲示で可能であることが規定されておりますものの、御紹介いただいた街頭演説用の標旗につきましては、特段そのような規定はされていないという形になっております。

そのため、これまで県が執行する選挙におきましては、街頭演説用の標旗に対しまして、通称使用できないものとして、戸籍名を記載して交付してきたところでございます。

他方で、委員御紹介のとおり、他県の選挙管理委員会におきましては、標旗に通称名を記載して交付している事例や、候補者の氏名を記載せずに交付している事例もあり、

対応が分かれているものと承知しております。

県の選挙管理委員会といたしましては、そのような事例や実情も参考しながら、法令の趣旨も踏まえて、今後の選挙における対応を改めて検討してまいりたいと考えております。

嶋川委員 要は、これまでになかった時代になってきたと。規定がないということは、規定ができた当時にはそういう懸念がなかったということだと思います。

ただ、やはり女性活躍や多様性を踏まえた対応をしていかないといけない時代になったのであろうと思っています。

少なくとも、そういうことで生きづらさや活動のしづらさがあるとすれば、選択の幅を広げるということに柔軟に対応していただきたいと思っておりますので、ぜひ前向きな御検討をよろしくお願ひします。

井上委員 今日はたくさん通告があるので、手短に質問してまいりたいと思います。

今日は1項目のみで、プレミアム商品券による生活支援や消費喚起についてお伺いしたいと思います。

まず、物価高騰による県民生活への影響を緩和し、地域経済を活性化するために、県では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム商品券を発行する事業者に対して補助金を交付する、生活支援・消費喚起プロジェクト支援事業に取り組んでおられます。

今ほど、山室商工労働部長から説明がありましたけれども、3.6億円の枠の拡大が今議会に追加提案されています。この補助金によって、県内の商店街や商工団体がプレミアム率を高く設定した商品券を県民向けに発行することができるということでございます。

今年の申請期間は、2月28日から7月31日までと承知しております。6月の本委員会で筱岡委員がこれを取り上げ

られて、そのときの答弁ですと、秋頃からの発行が多いという答弁がありました。

そこで、この事業によるプレミアム商品券の今年の補助実績と商品券の発行実績について伺おうと思って通告したのですが、筱岡委員と質問内容が重複していることが分かりまして、この点につきましては後ほど筱岡委員から聞いていただくことにしたいと思います。

次に、この事業の柱の一つであります地域内消費の喚起と経済の活性化について伺います。

プレミアム商品券は、通常想定される消費額に加えて、プレミアム分以上の消費を促す波及効果が期待されています。商品券の利用期間全体を通して、商品券による消費が単なる既存需要の置き換えにとどまらず、本来県外やＥＣサイトなどへ流出していた消費を取り戻すことになる、あるいは新規の消費を創出する消費の積み増しにつながっているということはあるのでしょうか。

また、プレミアム商品券の利用が、特にコロナ禍や物価高騰で売上げが落ち込んだ中小・零細事業者や商店街の売上げ回復に具体的な形で貢献したと判断できる指標や事例について、二塚経営支援課長にお伺いします。

二塚 経営支援課長 プレミアム商品券の発行等につきましては、プレミアムの付与によりまして、物価高騰の影響を受ける県民の生活を支援するとともに、消費者の購買意欲を高め、新たな消費を創出する効果があると認識しております。

また、商品券に利用期限を設けることで、一定期間内に消費を生み出すことができるほか、消費者に身近な地域単位で発行することにより、ふだんは大型ショッピングセンターやＥＣサイトで購入していたものを地元の小売店などで購入するきっかけとなっているものと考えております。

昨年度までの実施団体からは、売上げが前年同期比でプレミアム率を上回る1.8倍となった、新たな顧客を獲得することができた、震災で落ち込んでいた商店街のにぎわい回復につながったなどの御報告もいただいております。

こうしたことから、プレミアム商品券の発行等は、単なる既存需要の置き換えにとどまらず、新たな消費の創出を通じて地域事業者や商店街の売上げ回復、さらには地域のにぎわい創出に貢献しているものと考えております。

井上委員 ヒアリングというか、実績報告でそういうふうに聞かれているのかもしれません、数値的なデータがあまりないことは、疑問に感じるところであります。

次に、この事業の持続性についてお伺いします。

この事業で一時的に高まった消費意欲を、事業が終了した後も持続的に地域内消費へつなげていくことが重要だと考えています。このため、今後、県としてどのようなフォローアップ策や次のステップを考えていらっしゃるのか、二塚課長にお伺いします。

二塚経営支援課長 プレミアム商品券の発行等を通じて高まった消費意欲を持続的な地域内消費につなげ、経済の好循環を生み出していくためには、事業終了後も各店舗や商店街が自主的に創意工夫を凝らしまして、新たな顧客獲得に向けた取組を継続していくことが重要であると考えております。

本事業の取組の中でも、商品券の発行に合わせて販促イベントの実施やLINE登録への誘導など、SNSを活用した情報発信の強化、来店者に対するアンケート調査など、顧客獲得に向けた工夫が行われております。

また、商店街や組合等が連携して取り組む事例も多くございますことから、地域内の協力体制が構築されまして、持続的な地域活性化の取組につながる効果もあると考えて

おります。

さらに、今年度交付決定を行った団体のうち、7団体がデジタル方式で事業を実施しておりますが、こうしたデジタル基盤が整備されることで、消費者の利便性向上にもつながっていると考えております。

県としましては、こうした地域の積極的な取組を支えていくために、次のステップとして、今後とも、がんばる商店街支援事業等によりまして、地域のにぎわい創出に向けた取組を一層進めていただけよう、市町村とも連携して積極的に取り組んでまいります。

井上委員 先ほどの答弁いただいた売上げが1.8倍になった、新規顧客が確保できたということに加え、今の答弁のデジタル基盤が整備されることなど、非常にいい面があると思っています。

私は、国交付金の一つの目的として、低所得者層や子育て支援世帯を含む生活者への直接な支援があるのではないかと認識しています。プレミアム率を上乗せすることで、実質的な購買力を高める効果を期待されていますけれども、生活支援を特に必要としている低所得者層や、物価高騰の影響を強く受けている層に商品券が十分に届いているのでしょうか。

このことについて質問しようと思って通告しましたら、商工団体等ではそういった調査のデータはないということで、質問を取り下げることになりましたけれども、県民の税金、また、国交付金を有効に活用して、真に効果的な事業を推進するためには、やはり具体的なデータに基づいた事業の検証が必要ではないかと感じています。

例えば、世帯別のデータは、世帯構成や、所得構成まで聞けば一番いいと思いますけれども、モデル的でもいいので、どこかの事業者の方に了解を得て調査してみることは

大事ではないかと考えますが、課長、どのようにお考えでしょうか。

二塚 経営支援課長 今ほど委員から御指摘いただきましたとおり、所得や世帯の状況につきましては、現在は把握できていない状況でございます。

団体によっては、アンケート調査をしているところもございますので、その中で把握できないかということは、市町村や団体とも連携しまして、検討していくたいと考えております。

井上 委員 よろしくお願ひします。

筱岡 委員 国も県も、何といっても物価高対策がメインで、いろいろ補正予算を組んでおり、国はあしたにも通りそうだというところでございます。県の補正予算も、我々の党が賛成したところでございますが、その中身について確認がてら質問したいと思っております。

先程、井上委員がプレミアム商品券のことで先に質問しながら、私に譲ってくれたようで、申し訳なく思っております。

今話題のお米券はあまり評判がよくないものですから、自治体によってはこのプレミアム商品券に上乗せしようというところもあり、県内でもあるという話も聞いております。それはそれで非常に結構かと思っております。

そこで、改めて県のプレミアム商品券の今後の交付に係る募集期間や実施スケジュール、また、今年度のこれまでの実績等について、お伺いします。

二塚 経営支援課長 まず、今年度の実績についてですが、今年度は32件、約3億1,600万円の交付決定を行っております。県としましては、消費喚起を富山県経済の好循環加速化パッケージの3本柱の一つとして位置づけておりまして、11月補正予算案において、補助金に係る予算3億6,000万

円を追加計上したところです。

今後、来年1月下旬から7月末までを募集期間としまして公募を実施する予定であります。なお、今回から地域のデジタル変革を促進するため、デジタル商品券などの方式により実施する場合、補助上限額を20%上乗せして支援することとしております。

県としましては、市町村や商工団体等とも連携して周知に努め、引き続き消費喚起を通じた地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

筱岡委員 せっかくですから、できるだけ早く商工団体とも協力してください。評判を聞くと、商店街はもちろん、消費者側からも大変喜ばれており、非常にいい事業だと思いますから、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

続いて、今回の補正予算で、なりわい再建支援補助金に30億円余り追加されております。これも非常に人気のメニューなので、こういう大きな補正がついていると思っております。

今までトータルでどれぐらい利用されているのか、交付先や業種は、主にどういうところなのかお伺いします。

二塚経営支援課長 富山県なりわい再建支援補助金につきましては、令和6年2月の募集開始から、これまで延べ411件、約50億円の交付決定を行っております。

業種別の内訳を見ますと、件数では製造業が最も多く、次いで、卸売・小売業、その次が不動産業・物品賃貸業となっております。不動産業・物品賃貸業が上位なのは、被災事業者が施設、設備を借り受けている場合に、補助金の申請主体が所有者——大家さんとなることが理由になっております。

また交付決定額では、製造業が最も大きく、次いで飲食・宿泊業、サービス業の順となっております。

筱岡委員 この事業が始まったのは、能登半島地震の関係からですね。

今のところ約50億円で、今度30億円を追加して、トータルで80億円ぐらいの規模になるということですが、補正予算を有効に活用して、さらにその目的を達成できるように頑張っていただきたいと思っております。

続いて、国はかねてから一番の懸案であったガソリン減税について、先駆けて減税に見合う分の補助金を段階的に交付し、年末までに暫定税率を廃止するところまで持つていこうということで、国民にとって大変ありがたい事業の一つだと思っております。

この前の一般質問でも取り上げられており、私も本当は軽油引取税などについても聞きたかったのですが、それはそれとして。

また、今回、県が2億5,000万円ほどをかけて、LPGガスの補助もするということですが、これらのエネルギー高騰対策で、実際に県民や事業者にはどれだけの負担軽減効果が現れるのか、具体的に伺います。

石崎商企画課長 ガソリン暫定税率が今月31日に廃止されまして、国においては施行の円滑化を図るために、委員御紹介のとおり、補助金を活用して価格引下げ措置が既に講じられております。

またLPGガスにつきましても、これまで国の経済対策に呼応し、数回にわたり料金負担軽減を実施してまいりまして、県としましても、去る8日に追加の補正予算を提案させていただいたところでございます。

ガソリン価格の低下は、家計負担を直接軽減いたしまして、可処分所得を押し上げる効果がございます。内閣府の試算になりますけれども、暫定税率廃止によりまして、1世帯当たり平均で、年間の数字ではありますが、約1万

2,000円程度の負担が軽減され、また消費者物価につきましては、通年で0.3%程度押し下げられるとされております。

また、LPGガスの料金につきましては、国の都市ガス支援との均衡を踏まえまして、同程度の支援割合となりまして、1契約当たり1,000円を負担軽減することとしております。

これらにより生まれる経済的余裕が消費者心理を改善いたしまして、県内消費の底上げにつながる、つなげていくということで期待しております。

もっとも、こうした効果を県内経済全体に早期に波及させるためには、物価高や人手不足の影響を受ける県内企業の実情に即した支援が不可欠と考えております。

県としましては、富山県経済の好循環加速化パッケージを取りまとめまして、生産性向上を起点に企業の稼ぐ力を高め、経済の好循環を力強く加速していく方針としております。

今後とも、国と県との施策を有機的に結びまして、効果を最大限引き出すことで、県内経済への波及を一層確かなものにしてまいりたいと考えております。

筱岡委員 ガソリン暫定税率の廃止は0.3%ほどの消費者物価の押し下げ効果があるということで、ガスを含めると何%ほどになるのか分かりません。

最近も、11月の対前年の物価上昇率が7%と発表されていましたが、私の聞き違えでしょうか。それぐらいの物価高ですから、個人家庭あるいは事業者にこれが有効に働いて、経済効果が生まれ、目的が達成されるように一緒に頑張っていただきたいと思います。

火爪委員 前回に引き続きまして、まず地鉄線の再構築事業について伺います。

今日の委員会への報告で、11月29日の第2回本線分科会の開催結果について資料配付されておりますので、それと併せて伺っていきたいと思います。

滑川市が地鉄線早月川橋梁の架け替え工事に係る費用の積算結果を公表し、30億円から85億円と発表をしております。滑川市の資料も頂きましたけれども、大変分かりづらい。30億円と85億円では全然違うわけで、どうしてこれほど金額に幅があるのでしょうか。

あわせて、滑川市は6日から市内での説明会——意見を聞く会を始めておりますけれども、並行区間の運行継続に年間1億1,900万円の自治体負担が生じると説明しておられます。これもなかなか分かりづらい金額であります。前回の質問で紹介した数字は、滑川ー新魚津間の年間赤字は1億5,000万円でしたが、この1億1,900万円との関係はどうなっているのか。

今回頂いた報告資料で言えば、黒部市が代表して計算をされていますが、現行を維持するために必要な管理費について、宇奈月温泉駅までの赤字区間の維持管理費に77億3,000万円、プラス整備費に24億2,000万円がかかるという調査結果なのです。この経費と、自治体に生じる年間1億1,900万円の負担——これは多分滑川市だけのことだと思うのですが、この関係をぜひ分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

私は、かねてから、こういう試算を各自治体にばらばらにさせるのは問題があるのではないかと思ってまいりました。本線のこうした試算は、基本的には地鉄が行って提示すべきものであり、地鉄がやらないのならば、県が各自治体の了解を得て連携して、統一的なものを示すべきではないかと思うのです。

先日の予算特別委員会で、山崎委員から、富山地方鉄道

に関する全体的な議論の進め方がイメージしづらいという発言があり、知事は、滑川市ではすでに住民の皆さんと行政の意見交換会をしているのだから、上市町でもやっていただきたいと言われました。それに対して山崎委員は、そうは言っても具体的な資料がないのだと言われました。やはり県が責任を持って試算を行って、本線全体の資料を関係自治体にきちんと示すことが必要だと思います。

各市町村の首長さんにしてみれば、自分のエリアのことは言えるけれども、よその自治体のことに口出しすると、やはりいろいろ微妙なことが出てくるので、言えないこともあります。

やはり、県がきちんと代表して調査をして、全沿線自治体に統一見解として示す必要があるのではないかと思っています。

そういう立場から、この橋梁の架け替え工事に係る費用と年間の自治体負担の数字について、正確に分かりやすく説明をしていただきたいと思います。板屋課長、お願いします。

板屋 広域交通・新幹線政策課長 先月の本線分科会では、本線あり方調査の中間報告において、橋梁などの大規模施設については現状では見通せないが、例えば30年後、40年後に大規模施設の更新が必要な場合、別途整備費がかかると説明され、この会議におきまして滑川市長は、中期的には早月川橋梁をどうしていくのか、そのあたりの課題等も明らかにした上で、市民の方々と対話したいと御発言されております。

滑川市が今月6日から開催されております住民との意見交換会で橋梁架け替えの想定費用が示されているというのは、今、火爪委員がおっしゃったとおりですが、具体的にどのような金額の積算をされたかという詳細については伺

っておりません。

また、行政負担額の話もございました。中間報告では、まさに委員から紹介があったとおりですが、今後10年間の鉄道施設の維持管理費として、滑川－新魚津間は9.8億円、整備費については3.7億円と報告されております。滑川市の意見交換会で示されております行政負担額は、先ほどもあったように、年間で1億1,900万円と報道でも伝えられているところですが、こちらも中間報告の数字とは一致しておりませんので、滑川市がどのように算出されているかは承知していないところでございます。

県としては、分科会の中間報告で示されている数字が、県、3市1町、交通事業者で共通認識し、現在議論している数字と思っております。

本線分科会では、今年度中に調査の最終報告が示されることになっておりまして、委員御指摘の試算につきましても、住民との意見交換や、県や沿線自治体の議会での議論も踏まえ、必要に応じて分科会で協議されることになると考えております。

火爪委員 1つだけ数字を確認しておきます。

29日の本線分科会で示された10年間で9億8,000万円と3億7,000万円の負担が必要という数字は、どこからどこまでの区間の数字ですか。

板屋広域交通・新幹線政策課長 11月29日の本線分科会で示されております資料では、今後10年間の鉄道施設の維持管理費として、滑川－新魚津間が9.8億円——これは鉄道統計年報等の費用項目を参考に、線路保存費ですとか電路保存費、車両保存費、諸税、減価償却費等の将来推計値を合算したものと報告されております。

また、今後10年間の鉄道施設の整備費として、令和5年度から事業者の負担なしで進めております安全対策——こ

れはレールや枕木等の更新等でございますが、この費用等を算出しまして、滑川－新魚津間で3.7億円かかるのではないかという試算を示しているところでございます。

火爪委員 分かりました。

分科会で示された金額は、滑川－新魚津間で10年間に9億8,000万円の負担が生じると。自治体負担が年間1億1,900万円という数字は、ずれているというお話がありましたが、これは滑川市だけで負担する金額ではありませんよね。その区間だけで言っても滑川市と魚津市があり、本線全体の話のはずですが、こういう説明を滑川市が市民に対してしているということです。

橋梁の架け替えの費用が30億円から85億円、自治体負担が年間1億1,900万円、これらの数字について県は知らない、関知しない、それは滑川市の話だとおっしゃいましたけれども、新聞では大々的に報道されております。

こんな県は関知しないという数字が滑川市で説明されて、マスコミで流されて、この数字の信憑性、正確性について、誰が精査するのですか。

板屋広域交通・新幹線政策課長 滑川市が今月6日からの意見交換会で御説明されている数値については、市の御判断で出されているものと思いますが、我々が今議論しているのは、まさにあり方調査の中間報告で先ほど申し上げました数値が示されております。今年度中に、この調査の最終報告が示されることになっておりますので、それも踏まえて、議論が深まっていくと考えております。

火爪委員 滑川市には気の毒だと思うのですよね。議論をするのに、橋梁の架け替えの予算を見積もる必要があると市長は考えているが、県や地鉄からは、責任ある資料は示されない。自分たちで試算をするしかないということで、金額を取りあえず示した。兵庫県の橋梁の分で30億円、熊本

県の橋梁の分は43.5億円だから、距離で試算して85億円と、議論するときには試算額を示さざるを得ないと。

でも、やはりこういう数字は、県が全線調査をして統一的な数字を示すべきではないのですか。

板屋広域交通・新幹線政策課長 先ほども申し上げましたが、この本線の在り方検討につきましては、分科会で検討しているところでございます。

県、3市1町、富山地方鉄道で、今整理しているところで、その共通理解として出ているのがこの中間報告です。今後、最終報告が出されるという認識でありますので、これをベースに検討していくことになると思います。

先ほど申し上げたとおり、委員御指摘の試算についても、必要に応じて分科会で協議されていくと考えております。

火爪委員 橋梁の架け替え費用の試算も示すことになるですか。

板屋広域交通・新幹線政策課長 先ほど申し上げましたが、調査の最終報告がまだ出ておらず、また、住民との意見交換も、それを踏まえてされるという前提条件がございますので、そういうものを踏まえまして、必要に応じて分科会の中で議論、協議されていくものと考えております。

火爪委員 どうも県の姿勢がはっきりしないのです。これまでも繰り返し県議会で指摘されてきたと思うのです。

繰り返し申し上げますけれども、あいの風とやま鉄道との並行区間が今後の議論の焦点になってきます。大方そうなっているわけです。

滑川市民の利用数や魚津市民の利用数なども発表されておりますけれども、富山市民や上市町民や黒部市民——黒部市はこの並行区間に関係するか分からぬのですが、これらに比べて必ずしも多くはないですね。

橋梁の架け替えの膨大な金額と年間赤字負担——必ずし

も正確でない、県として精査していない数字が示され、議論して、魚津市や滑川市にとって難しい選択を迫られる、追い込むようなことがあってはならないと私は思っています。

富山市が、沿線に赤字区間はないけれども、本線全体を支援するという立場を明確に表明しておられます。ですので、私はこの赤字区間だけを問題にするのではなくて、本線全体をどう再構築していくかという議論をすることが大事なのではないかと思っています。

決算特別委員会の書面審査で、わざわざ、あいの風とやま鉄道の経営安定化基金に県内の全市町村が拠出をしたということについておきらいをしたのも、そういう意味があります。少なくとも本線分科会には、富山市、舟橋村、立山町も寺田駅がありますので7市町村、赤字区間だけではなく沿線全市町村を加えて、県が事務局を担うべきではないかと考えています。

現在、本線分科会の事務局は魚津市、調査の取りまとめは黒部市がしております、滑川市は滑川市で独自に心配して試算をするというように、それぞれの動きが輻輳しており、マスコミ発表がいろんなところからなされて、必ずしも正確でない、県が認知していない数字が独り歩きをするという状況というのは、解決すべきだと思います。

改めて伺います。本線分科会には沿線全市町村を加えて、県が事務局を担うべきではないかと思いますが、見解を伺います。

板屋 広域交通・新幹線政策課長 富山地鉄鉄道線の在り方の検討に関しましては、路線ごとに状況や抱えている課題が異なることから、今年2月のあり方検討会において分科会を設置しまして、スピード感を持って議論、検討を進めることとし、各分科会の参加自治体を含め、沿線7市町村と

県が合意したものでございます。

また、分科会の参加自治体に関しては、あり方検討会の会長である富山市長から、必要に応じて分科会メンバーになっていない市町村も参画することはあると御発言されております。

また、分科会の事務局の話もございましたが、各分科会で合意の上、決定しているものでございまして、本線分科会については、黒部市、魚津市、滑川市で順繰りにやりたいということで、我々からではなくて、沿線自治体の御提案があって、合意したということでございます。

県としましては、県全域を対象とする地域交通戦略を策定した立場から、3つの分科会全てに参画しております。直近の立山線分科会と本線分科会では、調査の中間報告が示されています。不二越上滝線分科会では、再構築事業の素案に係る協議が行われるなど、検討が進んできているものと考えております。

本線分科会でございますが、先ほども申しましたが、今後、調査の最終報告や地域住民等の御意見を伺った上で、分科会での議論が進むことになると考えております。

県としては、引き続き持続可能で最適な地域交通サービスの実現に向けて、沿線自治体や富山地方鉄道とともに取り組んでまいりたいと考えております。

火爪委員 私たちにしてみれば、釈然としないわけです。こういう数字が独り歩きして、マスコミからいろんな数字が出てきて、今日聞いてみれば県は関知しないと…。分科会で示された数字と違いがあると言って、首をかしげて言葉をなくしてしまう。やはり私は県の責任だと思います。県の指導性が發揮されていないからだと思います。改めて考え方直していただきたいと思います。

それでは次に、賃上げサポート補助金について伺います。

今、補正予算に追加計上された大事な項目のうち、私からは賃上げサポート補助金について伺うことにしたいと思います。

この賃上げサポート補助金について、これまで私は、生産性向上の条件があるために制度を利用したい事業者が利用できないことがあります。賃上げの条件一本に絞ったらどうかと、岩手県をはじめとして既に6県以上が県独自でそういう補助金をつくっているので、本県も考えたらどうかと、何回か指摘してまいりました。

今日は、それを一旦棚に上げて、今ある賃上げサポート補助金をどう使っていくのかに絞って伺いたいと思います。

事業者団体の御意見を伺いましたら、まず出てきたのは苦情であります。賃上げサポート補助金の前段に、国の業務改善助成金の交付決定を受けなければいけないのですが、この交付決定が遅いのです。申請して、2か月以上たっても交付決定が届かないのに、1月までに業務報告をしなければいけないです。領収書を添付した業務報告を提出しなければ、支援金はもらえないが、交付決定を受けなければ物は買えない、いろいろするような状況になっているということを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

10月1日から最低賃金が最高の引上げ額になりましたので、やむにやまれず、この補助金を利用しようと考えている業者は増えていると聞いています。ぜひ、労働局に対して強く要求をしていただきたいと思います。

申請をしたら、交付決定は、遅くとも1か月ぐらいで通知するなど改善していただきたいと思いますが、労働局はどう答えているでしょうか。課長に伺います。

長岡人材確保推進課長 業務改善助成金の今年度の状況につきまして、富山労働局に確認しましたところ、先週末時点で約250件の申請がございまして、うち約100件が交付決定

済みとのことでございます。この250件の申請のうち約6割、150件超が9月以降に集中しており、順に審査を進めているが、時間を要している状況と伺っております。

今ほど委員から御紹介いただきましたとおり、国の助成金の事業完了期限は翌年の1月末とされており、富山労働局に対しまして、事業者の事業着手、完了が遅れることのないよう速やかに交付決定をしていただけるよう申し入れたところでございます。

火爪委員 交付決定がいつぐらいになりそうなのか、めどを連絡するとか、本当に業者は間に合わなくなるのではないかと心配しておりますので、重ねて要望したいと思います。

今回の補正予算で、3,800万円追加ということになりました。実績の資料も頂きましたけれども、昨年度の実績を見ると、補正で計上して、ほぼ全額を繰越明許費として翌年に繰り越すものですから、期限がずれていてよく分からなくなりますけれども、令和6年度の実績が約1,199万円ですから、3,800万円。昨年度は2,300万円繰り越しています。

どうやって周知徹底をしていくのか、実績と併せて伺いたいと思います。

長岡人材確保推進課長 まずは、賃上げサポート補助金の今年度の実績でございます。

昨年度11月補正予算で計上しまして、全額繰り越しました予算2,300万円に対しまして、先週末時点で80件、約1,100万円の交付決定をしております。既に昨年度の最終実績約1,200万円に迫る状況でございます。

例年、年明けの1月から3月に申請が集中するため、今後予算の不足が生じないように、今回11月補正予算案に3,800万円を計上させていただいております。

次に、国の制度の活用につきまして、この補助金は業務

改善助成金と一体となって活用を促進するということが非常に重要なと思っております。

このため、これまで富山労働局によります事業所訪問の際には、国助成金と併せて県補助金を周知していただいております。

また、国助成金の支給決定通知時には、県補助金のチラシを配布いただくほか、各団体の機関誌などによりまして、国助成金と県補助金の一体的な広報に努めてまいりました。

この補助金は、先ほど来申しております富山県経済の好循環加速化パッケージの第2弾に盛り込んでおります。予算をお認めいただければ、来週23日には、商工団体、関係機関を対象としましたパッケージ施策説明会を開催しまして、当該補助金を含めた施策全体を周知することとしております。

加えまして、今後県のホームページに富山県経済の好循環加速化パッケージの特設ページを新設するなど、戦略的な広報、発信に努めまして、施策の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

火爪委員 追加で伺いたいと思うのですが、少しずつ変わるものだから分かりづらくなっていて、最初、業務改善助成金は設備投資に要した費用の10分の9だったと思うのですが、それが5分の4に下がって、一方で、県の上乗せ費用は5分の1ではなくて10分の1のままで、自己負担が発生していると。そして今年度は、一律ではなくて、賃上げ額に応じて助成率も変えるということです。どうしてこんなにころころ変わるのでしょうか。制度の確認をお願いしたいと思います。

長岡人材確保推進課長 まず、この制度につきましては、先ほど来申しております国の制度の業務改善助成金に上乗せするというものでございまして、その国の制度が毎年度少

しづつ見直されております。

昨年度は、先ほど委員から御紹介いただきましたように、国助成金が10分の9ということで、それを自己負担がないようにということで、県では当初、賃上げサポート補助金を10分の1としておりました。

今年度から国の助成率が見直されまして、事業場内最低賃金が1,000円未満は5分の4、8割、1,000円以上は4分の3、7.5割ということで、若干の手出しが発生する制度になったという変遷がございます。

今回、予算で計上させていただいておりますのも、来年度、国で制度改正が予定されておりまして、現在その詳細は全て明らかにはなっていないのですけれども、現在のところ、国の概算要求資料によりますと、助成率区分の見直しは最低賃金が上がっておりますので、従来1,000円未満か1,000円以上としていたものが変わることが一つ分かっております。

もう一つは、現在4コースの賃金引上げ額がございます。30円、45円、60円、90円の4つ設定されておりますけれども、こちらが3コース制に再編されると記載がなされています。

そういうことがございますので、県の制度もこれに応じて改正をしていきたいと考えております。現状では、来年度からでございますけれども、これまでの一一律上乗せの補助というところから、賃上げ額に応じて補助率を段階的に引き上げるということで、拡充をしたいと考えております。

火爪委員 口頭で説明をされただけでは、大変分かりづらいです。特に30人以下の規模の事業所は、会計責任者が専属でいるわけではないところも多いですから、大変分かりづらい。

私は、国がいろいろ制度を変えたら、県は自己負担がないように残りを全部出すなどの制度設計が必要だったのでないかと思います。注文をつけて質問を終わりたいと思います。

中川委員 質問の順番を変えまして、まず富山地方鉄道のことについて伺います。

今ほども火爪委員からいろいろと説明があったのですが、今、分科会を3つやっていて、私はそれはそれでいいと思いますが、やはり何においても、交通事業者である富山地方鉄道が積算をすると。自分たちが路線を維持していくためには、どんな姿があって、どれぐらいの費用がかかるかということを、交通事業者として、まずしっかりと打ち出す。それを県が検証して、費用をつくるということが一番大事だと思うのですが、それがやはり欠けているのだろうと思うのです。交通事業者として向き合う姿勢が不十分で、皆さん方勝手にやってくれというような感じで、ずっときていることが分かるわけです。そういうことでは、やはりなかなかうまくいかないということを、私は常に思っております。

ぜひ、県はそういうところも検証しながら、リーダーシップを発揮してもらいたいと、本当に、切に思うのであります。今の質問を聞いていてもそう感じますので、しっかりと対応をしてもらいたいと思います。

そういう中で、不二越・上滝線について、富山市が中心になって、分科会で再構築事業の素案を示されています。

その内容は、上下分離方式、みなし上下分離方式、また、富山型官民連携方式ということで、3つの提案をされております。上下分離とみなし上下分離のデメリットを何とか補強するために、富山型官民連携方式が出ているのだろうと思います。この中で、増便、新駅の設置、駅舎の改良、

南富山駅の結節点の機能強化、車両の更新などをうたっています。

しかし、私はこの検討においても、先ほど申しましたような地鉄の経営体質を考えると、やはり任せておくわけにいかないと。地鉄がそういうことを考えるような風土、運営体制をしっかり構築することが必要だと思います。

そのためにも、事業運営に関与できる人を送り込む必要があると私は思いますが、その点について板屋広域交通・新幹線政策課長に伺います。

板屋広域交通・新幹線政策課長　去る1日開催の不二越上滝線分科会では、知事から、今後は事業費の精査が大切になることや、事業者を含めた関係者の費用負担について、さらに協議を進める必要があると指摘されております。

その上で、事業構造の変更につきましては、このような状況下で、富山型官民連携方式——改良型みなし上下分離方式でございますが、これが望ましいと評価するには、まだ少し早いと発言されております。

このため、県としては、富山型官民連携方式が前提と決まったわけではないと考えております。この知事の発言を受けまして、富山市長からは、早期の再構築計画の策定にこだわらず、引き続き議論を深めてまいりたいと発言されております。

また、先日の富山市議会において、改良型みなし上下分離方式を官民が対等な立場で連携・協力して取り組むものと述べられた上で、持続可能な鉄道事業に向けた経営姿勢の在り方については、今後、富山地方鉄道株式会社との協定の締結に向けた議論の過程の中で、様々な議論を重ねながら定めていく必要があると発言されております。

このため、今後は分科会において再構築事業の内容の協議、検討がより具体化していくものと考えております。

県としては、持続可能で最適な運営に向けた議論が進むよう努めてまいりたいと考えております。

なお、県では、令和4年6月から蔵堀副知事が社外取締役に就任しております、取締役会などにおいて経営面での意見を発言されております。

今後も、県議会での議論などを踏まえまして、富山地方鉄道に経営に関する県の考えを伝えてまいりたいと考えております。

中川委員 分科会の中で、アンケートの分析結果が出されていますが、私は非常に甘いと思います。

赤字区間だけを一生懸命何かやろうとしていますが、むしろ、人口の多いところの乗車率を高めていくことが全体の路線の維持につながっていくのです。

データを見てみると、例えば乗車人数などは、500メーター圏域人口に対する乗車人数——要するに利用率は、不二越・上滝線で3.5%から16.6%ということで、大変低いのです。その低いところをどうしたら乗っていただけるのか。本当にアンケートの結果のように乗る気があるのか、それともないのか。存続してほしいという思いはどなたがおっしゃっているか、本当に乗る人がどうなのかということが、全く分からぬのです。

各駅の500メーター圏域にどんなものがあるか見てみると、ほとんど魅力があるようなものはないのです。大泉駅と不二越駅の乗降客が多いのは、やはり不二越という会社があるからだろうと思います。そのほかに、稲荷町のほうへ行くとスーパーがあるとか、その程度だと思います。

そうすると、本当にどういう人が何の目的で乗っているのか、乗ろうとしているのか。

年代別で通勤通学ということを考えても、今は富山南高校が主流だとしても、その人口がどんどんこれから減って

いくのです。人口集中地帯というけれども、その地域も高齢化率が高いです。南富山駅というのは、やはり富山いずみ高校や富山高校があって、結節点でもあり、そういう皆さんのが使うから、利用があるのだろうと思うのです。

ですから、私は、本当にどういう方が乗るかというデータをしっかりとつかまないことには、ただ維持、維持と言っていても駄目なのではないかと思うのです。

例えば、住宅団地がたくさんあるにもかかわらず、その反対側にプラットフォームがあるということでは、やはり乗らないのです。そういうことをしっかりと分析をしないといけない。果たしてそういうことを地鉄がやれるかといったら、今までの流れを見ても、また、今課長もおっしゃったように、そういう人材もいないですし、それだけの体制、経営体質が、私はないと思うのです。

ですから、今、蔵堀副知事が社外取締役になっていますけれども、そういう問題じゃなくて、本当に考えているか、考えようとしている体制があるかということを、真剣に考えてほしいと私は思うのです。

今の流れからいくと、運営を切り離して、そこに関与できないような体制になるのではないかということを、非常に私は危惧しています。ぜひそんなことはやめてほしいと思います。改めてお伺いします。

板屋 広域交通・新幹線政策課長 不二越上滝線分科会が1日に行われましたが、この中で知事からは、今後県議会や市町議会が始まるということで、それぞれの議会における各議員の御意見を持ち寄って、さらに丁寧な議論が必要ということで、発言をされました。富山市から分科会で示されたのは素案でございまして、富山市長も、早期の再構築計画の策定にこだわらず、引き続き議論を深めてまいりたい、また、今後ますます内容を詰めていかなければならぬと

も発言されています。今後、分科会でその辺も含めまして、協議されていくものと考えております。

中川委員 今、3路線ありますけれども、やはり人口が多いところの方たちの乗車率を高める努力をしない限り、幾ら人がいないところで何かやっていても、どうにもならないですよ。そういうことを含めて、3路線が一緒になって考えていくということが大事だと思うのです。

もちろん、路線ごとに積み上げたものを全体としてどうするかということも含めてやっていただきたいということをお願い申し上げて、この件については質問を終わります。

次に、再生プラスチックの集約拠点整備について、先般の代表質問で、知事から、本県は再生プラスチックの関連の産業基盤が整っており、ポテンシャルをアピールしたいという答弁がありました。

そして12日の予算特別委員会で、米原委員の質問に対し、山室部長からは、県内により具体的な状況を説明された後、地場企業が新たなビジネスモデルの創出などに挑戦できる環境を整えていきたいと、発言がございました。

さらに知事からも、サーキュラーエコノミーについて、産業界、大学、自治体、金融機関などが結集して、オール富山で推進する旨の発言がありました。

そういう流れの中でしっかりと取り組んでいただけるものと確信しておりますが、この事業は、環境省、経済産業省が連携事業ということで進められると伺っています。私は、生活環境文化部と商工労働部が本当に一体となって、民間事業者の皆さんと一緒にになって取り組む体制ができているのかということを、大変心配しております。

しっかりと取り組んでいただきたいという思いでございまので、そんなことを含めて、山室部長に再度、どのように連携を図っていくか、答弁をお願いしたいと思います。

山室商工労働部長 この再生プラスチックの集約拠点整備について、国におきましては環境省で検討を進めております。

今ほど御懸念があつた経済産業省と環境省との関係も、昔はちょっとぎくしゃくした部分があつたのですけれども、最近は大変連携が整ってきておりまして、国においてもスムーズに連携がされているものと承知しております。

また、本県におきましても、商工労働部、生活環境文化部をはじめ、関係する部局が力を合わせ、緊密に連携して、しっかりとこの取組を前に進めていきたいと考えております。

実際に緊密な連携体制を整えておりまして、さらに、県庁内のみならず、様々な動脈産業と言われる製造業の方々、リサイクラーの方々、関係団体の方々等と緊密に情報交換をしまして、この構想を、富山のポテンシャルが非常に高いことをアピールするという点で、前に進めていきたいと考えております。

中川委員 ぜひ強力に進めていただきたいと思いますので、お願ひいたします。

次に、富山県人材確保・活躍推進本部について質問します。

富山県人材確保・活躍推進本部で、間もなく人材確保・活躍対策パッケージが示されると伺っています。その中で、医療、福祉、教育、運輸、農業、建設、公共交通、行政、警察などの県民生活の維持に不可欠な分野——いわゆるエッセンシャルワーク分野で深刻化している人材不足に対応することが非常に重要視されております。

そういう中で、以前、山室部長の講演も聞かせていただきましたが、持続的な富山県産業に係る最も大きな課題は2つあって、その一つは人材確保ができるかだということです。

そして、企業を選ぶ時代になると言われていますが、その企業を選ぶ人はどなたかというと、やはり若い世代のこれから就職される方が、どういう職に就いて自分の能力を発揮できるかが、今後非常に大事になってきます。

特にエッセンシャルワーク分野を中心として、深刻な人手不足になると言われていますが、それに対応するために、各業界の現状を分析して、既存の枠組みにとらわれず、実効性の高い施策を検討するうたわれています。

これは、産業界から見たときの話だと私は思いますが、子供たちがそういう職を選んでくれるかが、非常に大きな課題になります。

6月13日の閣議決定——いわゆる国の経済財政運営と改革の基本方針の中では、大学、短大、高専、専門学校で、デジタル技術などを活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー——いわゆるアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むとされています。

そういう流れがある中で、私は、高校が抜けていると思うのです。高校だけでなく、中学校もそうだと思います。教育界では本当にこういったことを認識されているかというと、私は、心配というよりも、全くやっていないと感じております。

富山県人材確保・活躍推進本部には、全部局が入ってやっておられるので、教育委員会はそんなこと分かっているとおっしゃるかも分かりませんが、私がこれまでの委員会や対策本部などを見ていると、そこにおられるだけ、聞いているだけで、本当に連携を図れているかというと、できてない。だから、今日の状況があるのだろうと強く思っています。

今、高校改革をしようとしているわけですが、商工労働部として、こうしたエッセンシャルワーカーの教育制度に

ついて、こういう人、学科が要るのだということを、是非提案してもらいたいと思っています。

そこで、現在、高校改革が議論されていますが、人材育成の面からどのように連携していくのか、長岡人材確保推進課長にお伺いします。

長岡人材確保推進課長 エッセンシャルワーカー分野をはじめとしました深刻な人手不足という喫緊の課題に対応するため、県の人材確保・活躍推進本部を設置しまして、分野横断で議論を深め、去る10月末には、全庁を挙げて取り組むべき方向性を、富山県人材確保・活躍対策の骨子として取りまとめたところでございます。

この骨子において、委員御指摘の人材育成という観点では、早期からのキャリア教育等の充実としまして、インターンシップをはじめとした就業機会の創出ですとか、学校現場、行政、民間等が一体となって実施するキャリア教育の充実などを盛り込んだところでございます。来年2月に公表いたします人材確保・活躍対策パッケージには、こうした取組を具体化して、速やかに取り組む施策を盛り込むこととしておりまして、教育委員会とも連携して取り組んでまいります。

また、高校再編につきましては、令和20年度の目指す姿に向け、新時代とやまハイスクール構想の検討が進められていると承知をしております。

こうした中で、先日公表されました2040年に向けた国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））の骨子では、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの圧倒的不足の懸念ですとか、AI等によって社会全体が大きく変わる中、進学希望者の理解、保護者や学校関係者の意識改革が必要などの認識が共有をされております。

また、今ほど委員から御紹介いただきましたアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成支援等も盛り込まれているところでございます。

こういったことは、県の人材確保・活躍対策の骨子において、中長期の取組として盛り込んでおりますホワイトカラー偏重の職業観の変容などを産業・教育・行政が協働して進めるといった方向性とも軌を一にするものと考えております。

続く再編の議論や今後の学校づくり等の検討においては、こうした認識の下に進めていかれるものと考えております。人材確保・活躍推進本部会議での議論、方向性、取組が生かされるように、引き続き教育委員会や関係部局と連携してまいりたいと考えております。

中川委員 そういうことなのですけれども、私はやはりもっと具体的なことを提案すべきじゃないのかと思うのです。

今、高校には、機械、電子、電気、土木などの学科がありますが、そういう分野だけでは足りないはずなのです。例えば建築分野において設備設計人材が足りない、観光分野では観光ガイドが足りない、あるいは運転手がいないというようなことが、もう発生してきています。

これからA I 時代になってくると、ホワイトカラーはどんどん減ってしまって、ブルーカラーと言われる人たちが、今おっしゃったアドバンスト・エッセンシャルワーカーと言われるような中で、どんどん給与が高くなっていく。自分の手で作り、操作しなければいけない時代になるわけです。

そうしたときに、いろんな職種の中で、どういう仕事、学科が必要かということを、ぜひ提案してほしいのです。今おっしゃったような型どおりの言葉でなくて、具体的に産業界からこういう人材が求められているということを、

やはり言つていかなければいけないと思うのです。

だから、今、普通科中心の教育ですが、これから変わるものだと、そのためには、こういう学科が要るのだということを、ぜひ企業からも意見を聞いて、示していただきたいと思います。ぜひ、そのことを提案し、言葉だけの連携ではなくて、具体的なことを商工労働部として示していただきたいということを重ねてお願い申し上げまして、この件については終わります。

次に、外国人材活用・定着促進について伺います。

この前、自動車整備振興会の皆さん方と意見を交わす機会がありまして、その中で、外国人材活用・定着促進事業費補助金は使い勝手が悪いと伺いました。

いろいろ調べてみると、やはりそうかと思うのですが、これまでの外国人材活用・定着促進事業費補助金の実績について、本吉外国人共生社会推進課長に伺います。

本吉外国人共生社会推進課長 外国人材活用・定着促進事業費補助金は、県内企業がとやま外国人材活用・定着支援デスクを通じて、高度な知識あるいは技術を有する外国人材の方を受け入れられる際に、受入れ前に現地で行われる日本語教育やビジネスマナーの研修に係る経費、あるいは渡航費、在留資格申請に係る経費等の外国人材特有の入国に係る費用などに対して補助いたしまして、企業の高度外国人材の受け入れ・定着をサポートするというものです。

この補助事業については、昨年度までアジア高度人材受入事業という形で実施していましたが、官民協働事業レビューにおいて指摘を受けて、より幅広い受け入れ対象国が支援対象になるようにスキームを見直しまして、より門戸を開く内容に組み替えて、今年度から改めて実施しているものであります。

今年度の実績は、現時点で1件、技術・人文知識・国際

業務の在留資格となるミャンマーのエンジニアの方の受入れ支援を行っているところでございます。

中川委員 過去はどうだったのですか。

本吉外国人共生社会推進課長 昨年度までのアジア高度人材受入事業につきましては、スキームは若干違うのですが、直近3年ですと令和4年度4名、令和5年度1名、令和6年度1名という状況になっております。令和元年度に事業を開始しまして、これまで累計で19名の受入れを行っております。

中川委員 今、実績を聞きましたが、やはり非常に少ないです。私も調べて、制度的には大変いいと思うのですが。今年、スキームを見直して、外国人材活用・定着促進事業に変えたということなのですが、10月31日で締め切られ、実績は1件だということです。

なぜ1件しかなかったのか、その原因や評価をどのように捉えておられるのですか。

本吉外国人共生社会推進課長 まず、とやま外国人材活用・定着支援デスクを一昨年9月に開設しております、さらに今年度からスキームを変えて、本補助金を実施しております。

制度開始から、周知に向けて努めているのですが、県内企業での認知度はまだ低いものと受け止めております。

また、支援デスクでの相談対応でお話を聞いておりますと、高度外国人材の受入れに当たりまして、職場の受入れ体制や住居の確保といった生活支援について、企業の負担や不安が少なくないという中で、これまでの受け身の相談対応だけでは、その不安や課題を十分解決し切れておらず、それが補助制度の活用につながっていない要因ではないかとも考えられます。

このため、今年度、外国人材派遣会社を講師としました

小規模のセミナーを複数回開催して、国ごとの外国人材の特性や、採用、受入れに向けたポイントと具体的な取組の事例などの紹介で、企業の外国人材の受入れに当たり、より実践的な対策を解説するとともに、講師から個社に対して具体的な提案につながるような機会を設けたいと考えているところでございます。

今後とも、支援デスクや補助制度の周知と併せて、企業のニーズ把握、丁寧な説明、相談対応に努めまして、支援デスクによるサポートの充実、補助制度の効果的活用など、外国人材の確保につながるよう工夫してまいりたいと考えております。

中川委員 私は、周知などをすることは結構だと思いますが、この外国人紹介事業所の紹介手数料が余りにも高いわけです。例えば年収の30%、35%、この前話を聞いておりましたら、例えば400万円だったら3割の120万円かかるのです。そして、この補助事業の上限は50万円です。

この紹介手数料は補助対象になっていないですよね。どれだけ周知されても、こういうところが非常に使いにくいのです。1人雇って、それで辞められたら大変だと。そこが一番ネックになっているのです。

ですから、私はこの補助対象額を変えれば、もっと使いやすくなるのではないかと思うのです。50万円では不十分で、制度的には非常にいいのだけれども、やはりこの事業は使えないということになるのだと私は思うのです。特定技能や、高度外国人材などの、いい人材を見つけて紹介してもらうことはいいのだけれども、どれだけ周知しても、やはりその辺でつまずいてしまうのですよ。

根本的に補助額などを変えない限り、私はまた同じことになるのだろうと思います。名前を変えただけで、やはり今年も1件しか実績がなかったわけです。

それから、支援デスクも恐らく一人でやっておられると思います。相談者がもっともっと増えてほしいのだけれども、この状態だったら、私は誰も見向きもしないのではないかなど。

紹介手数料は業者ですからこれぐらいの額なのかと思いますけれども、補助対象経費にこういうものも適用して、補助額の上限も50万円ではなくて1桁違うぐらいの制度にすれば、皆さんこぞって、一緒になって責任を持ってやれるのではないかと私は思うのです。そういうことについて、どのように考えておられますか。これから検討しませんか。

本吉外国人共生社会推進課長 御指摘ありがとうございます。

補助対象経費ですが、これは外国人材の受入れに当たりまして職場や地域での生活に必要となる特有の経費ということで、企業が行われる日本語や日本文化の教育、あるいは外国人の受入れに当たり特別に必要になる渡航費、入国後の生活のための諸手続に係る費用というようなものを対象とさせていただいております。

人材紹介手数料は、日本人の場合でもかかる経費であり、この補助金では対象とはしておらず、本来的に人材を求める企業側で負担いただくものということで、制度設計をさせていただいているところです。

また、紹介料が高いという御指摘につきましては、ここは各人材紹介企業さんにおいて、市場原理、経済的な観点から、各社おおむね30%前後で設定しておられます。これに対して、できるだけ軽減するよう相談していくことはできようかと思うのですけれども、県でその設定を変えるというようなことまでは、なかなかできないかと思っております。

中川委員 これはいい事業ですけれども、使ってもらわなければ何にもならないのです。

官民協働事業レビューで指摘を受けて、今、名前を変えて対象エリアを広げたのだと思いますが、こんなことの繰り返しはもうやめてほしいです。むしろ、そのようなものだったら、ないほうがよっぽどいいわけです。使ってもらえないのですから。

アイデアはいいのだけれども、やはり、使ってもらう工夫をもっとしなければいけないということなのです。なぜ使ってもらえないのかということを、もっと真剣に考えて、この制度を拡充するか、あるいは本当に使ってもらえないならもうやめてしまうとか、あると思うのですよ。

滑川局長、本当にそういうことを真剣に考えてもらわないといけないと私は思うのです。令和元年から始まって、6年やって19名しかいない。これまでそんな甘い事業というのではないと思います。

もともと予算をどれぐらい想定されていたのか分かりませんけれども、そういうことを変えていかなければいけないと思うのです。

滑川局長、本当にそういうことに取り組んでください。ぜひお願いします。

滑川地方創生局長 この制度につきまして、委員から、特に現場の非常に貴重なお話を伺いました。そのあたりのことは県としても非常に気にしていただけます。改めて局内でもよく検討させていただきたいと思います。

中川委員 これで終わりますが、この事業に限らず、たくさんいろんな事業があります。監査委員が見ているのですけども、県としても点検して、ぜひ見直していただきたいということを申し上げておきます。

寺口委員 私からも富山地方鉄道の本線のことにつきまして、質問させていただきたいと思います。

11月29日の第2回本線分科会で、3市1町の首長、知事

を含めまして、公的負担をしましょうということで富山地方鉄道に投げかけて、令和8年度の運行が延長される形に決まってきたと思っております。

ただ、そのときは、令和8年度は運行を続けることが決まっただけで、中身の話は特になかったのではなかろうかと思います。

12月の全体のあり方検討会で協議するという話になっておりまして、そこで何が決まるのかということも含めてですけれども、県、3市1町の負担というものに関して、今どのように把握して、どのように進めていかれるのか伺います。

板屋 広域交通・新幹線政策課長 先月11月29日に開催されました本線分科会では、同じく11月17日に開催された県地域交通戦略会議の鉄軌道サービス部会での、鉄道は地域公共交通ネットワークの要で、鉄道ネットワークを維持する観点から、公的な資金を含めてしっかりと支え、議論していく時間が必要といった御意見を踏まえまして、公的負担について意見が交わされ、令和8年度は全体のあり方検討会で協議することとなっております。

この令和8年度の対応につきましては、先ほど申し上げました今月1日に開催された第3回不二越上滝線分科会におきまして、あり方検討会の会長である富山市長から、今月下旬に沿線首長及び知事が参加するあり方検討会を開催するため鋭意調整中であり、その場で議論すると御発言されております。

また、その後の富山市議会において、同じく市長は、各路線単体ではなく、富山地方鉄道鉄道線の全体に対して一體的な運行支援が必要であり、全ての沿線自治体において応分の負担が必要との考えを述べておられます。

したがいまして、今月下旬に開催される全体の検討会で

は、こうした考え方の下、令和8年度の公的負担についての協議がされるものと認識しております、その具体的な内容については、その会議で決まると考えております。

また、令和8年度の内容でありますことから、予算編成も念頭に協議されるものと考えております。

寺口委員 県は会長の富山市の意見を伺って、それを受けけるという認識でいいのでしょうか。ただ、県と市町村、やはり二分した考え方になるのかと思う中で、県は市の意見を伺って承認する——それも12月下旬に差しかかっている中で、聞いてから検討するというのは、県はあくまでも受け身なのかと、言葉としては思ってしまうのですけれども。

そのような体制で進めていかれるということで変わりないのでしょうか。確認の意味も含めまして伺います。

板屋広域交通・新幹線政策課長 今ほど申し上げましたが、あり方検討会の会長は富山市長で、富山市長が開催されるということでございますが、当然その中では、沿線の7市町村、県、それから富山地方鉄道でいろいろ協議していくということでございますので、県としては、そのあり方検討会の場でしっかりと協議してまいりたいと考えております。

寺口委員 県が全体的に責任を持った進め方というものをお願いしたいということなのです。

滑川ー新魚津間の運行形態につきましては、全体的な負担額、赤字額も含めました10年間の計画が示された中で、今、3パターンに絞りましょうということになったと思っております。

並行区間について、地鉄とあいの風とやま鉄道の2つ路線があって、その中で地鉄さんだけを呼んで話をしているということに、少し違和感があります。市町議会でも、あいの風とやま鉄道が議論に加わるべきでないかという話が

出ていると思うのです。

そういった中で県としては、あいの風とやま鉄道を分科会なり検討会なりに加えていくということを、どのようにお考えなのでしょうか。

板屋 広域交通・新幹線政策課長 あいの風とやま鉄道に関しては、分科会後の市議会などにおいて、沿線の3市町から車両の乗り入れに関する御発言があったと報道で確認しております。

具体的には、黒部市長は市議会で、個人の意見としてということではございましたが、あいの風とやま鉄道の車両が富山地鉄の新魚津駅から乗り入れられれば、全体の利便性が上がると御発言されております。

また、魚津市長も市議会におきまして、これも個人の考え方としてということで、直通化できればネットワークが一本化され、夢のあるよい話だと思うと発言された一方で、施設関係の事業が大がかりになるとの課題も示されています。

滑川市長からは、住民との意見交換会において、夢のある路線が検討できると説明され、費用などを検討して最適解を出したいという御発言があったところでございます。

今のところ、報道によりますと、個人の意見や考えということでございまして、今、委員から御質問がありましたあいの風とやま鉄道が議論に加わるかどうかにつきましては、先日の11月29日はあくまでも中間報告で、今年度中に調査の最終報告が出ることになると思いますので、そういったものも踏まえまして、また住民の意見や議会での議論も踏まえまして、分科会において対応を考えることになると現時点では思っております。

寺口 委員 今議会でも、知事の答弁で、住民の考えを伺いたいとおっしゃっており、滑川市、黒部市も、今、住民の意

見集約をするためにそれぞれ検討会議をしておられます。

しかし、先ほど火爪委員からもありましたけれども、行政負担に関して、滑川市が独自の資料で話し合いをしているということで、的確でない数字で話し合いがされたり、10年後なのか、もっと長期の話なのか、ばらばらに進められるというのは、よくないと思ってしまいます。

特に負担額として85億円や年間1億円、2億円という数字が頭に刷り込まれると、これは大丈夫なのだろうかと不安感だけが広まっているように思えます。

経田駅から魚津工業高校に通っている生徒がおります。「地鉄がなくなったら、うちの息子を通わせられるのか」という意見も既に出ています。今は、すぐにはそうならないと、そうなったとしても代替バスの検討もしているし、今受験する子供たちは心配ないと説明しておりますけれども、それでは果たしてどうするのかということが分かり得ないわけでありまして、その部分の担保はしっかりとしていただく必要があると思います。

大規模修繕など、すぐに答えが出ることは分かるのですけれども。

やはり、あいの風とやま鉄道は、並行区間の議論においてはキーマンだと思っております。例えば、12月下旬に行われる全体の方検討会でもいいのですけれども、あいの風とやま鉄道が議論に加わるということを検討できないかと思うのです。市民の考えを聞く、分科会の意見を聞くという前に、あいの風とやま鉄道が加わるべきかについて、県としてどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

板屋 広域交通・新幹線政策課長 繰り返しになるかもしれませんのが、11月29日の分科会で示されている調査の中間報告について、先ほど申し上げたとおり、今後、最終報告が出ることになっております。

中間報告の段階ではまだ議論が定まっていないということもあり、最終報告を踏まえて、今ほど委員がおっしゃられた住民の方の御意見なども踏まえて議論していくことになるかと思います。

分科会で、あいの風とやま鉄道の対応がどうなるのかは最終結果報告で住民の意見なども踏まえて、検討することになると思っております。

寺口委員 その判断をするのは誰になるのですか。

板屋広域交通・新幹線政策課長 今後、最終報告が出ますので、当然、分科会の中で議論していくことになると考えています。

寺口委員 分科会に出ておられる首長からは、あいの風とやま鉄道が加わるべきという話も出ておりますので、しっかりと県もそこは踏まえていただきたいと思います。何より、県も社外取締役として出席しておられる中で、今、どっちが正確なのか分からぬような議論になっている部分があるのではなかろうかと思いますので、その辺の整理をしっかりとつけていただいて、事実に基づいて、スピード感を持って進めるということが、住民にとって、県民にとって一番大事になってくると思います。

公共交通の維持で利便性を高めることでありますので、そこをしっかりと担保していただくためにも、責任感を持った議論の進め方を、県としてしっかりと指導していただきたいと思いますので、議論を待ってということではなく、積極的にお願いしたいと思います。

川上委員長 ほかにございませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

5 行政視察について

川上委員長 次に、閉会中の継続審査事件のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していくきたいと考えております、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

川上委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありますか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。